

令和元年7月10日
学校法人熊本城北学園

職員の懲戒処分について

このたび、本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 被処分者

看護福祉学部教授(男性、60歳代)

2. 処分内容

停職6月

3. 事案の概要

被処分者は、所属職員に対して就業規則の不遵守を指示・許可し、注意・指示等を受けたにもかかわらず、当該指示・許可をやめないなど、正当な理由なく業務上の指示、命令に従わなかった。また、被処分者は、職務上知り得た学園の秘密を不用意・不必要に漏洩するなど就業規則に定める禁止行為を行った。

こうした被処分者の非違行為は、学園内の秩序を乱すとともに就業規則及び諸規程に違反することから、就業規則の規定により懲戒処分を行ったものである。

4. 処分年月日

令和元年7月9日

【本件に関するお問合せ先】

学校法人熊本城北学園総務課
電話 0968-75-1800